

警察本部長

各部長・参事官・所属長

水上における警察活動の推進に当たり、民間船舶を有償で一時借上げする場合の手続を次のとおり定め、平成14年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、船舶の一時借上げについて（昭和33年警第1828号、会第1250号）は廃止する。

記

1 申請及び承認手続

(1) 申請手続

ア 所属長は、捜査活動、警備活動等のため民間船舶を有償で一時借上げる必要のある場合は、船舶一時借上げ承認申請書（別記様式）に必要事項を記載して、装備課長に申請するものとする。

イ 事案が2以上の所属にわたるときは、事案を主管する所属長が申請するものとする。

ウ 緊急を要する場合は、口頭により申請し、その後速やかに文書をもって所要の手続をとるものとする。

(2) 承認手続

装備課長は、承認申請書を受理した場合、承認の適否を速やかに判断してその結果を申請した所属長に通知するものとする。

2 船舶運用上の留意事項

(1) 所属長は、借上げ期間の短縮に努めるなど、船舶を効率的に活用すること。

(2) 所属長は、船舶に乗船して活動する職員等に対して、救命胴衣を着装させるなど事故防止措置の徹底を図ること。

3 結果報告

所属長は、船舶の一時借上げが終了した後、速やかにその旨を装備課長に電話報告するものとする。

以下様式省略